

## ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、若者ならではの独創性のあるアイデアで地域を活性化させるとともに、若者の五所川原市民としての誇りと市内への定住意識の醸成及び地域や地域の人々と多様に関わる関係人口の増加を図るため、学生団体が行う自主的かつ自発的な活動に対して、当該年度予算の範囲内において、ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校、同法第83条に規定する大学、同法第97条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）及び青森職業能力開発短期大学校に在籍する学生3名以上で構成するグループ（以下「グループ」という。）とする。ただし、指導教官や顧問などの指導者がいることを要件とする。

2 前項の場合において、その他の補助金等を受ける補助対象者は、補助金の交付対象から除外する。

### (補助対象プロジェクト)

第3条 補助金の交付の対象となるプロジェクト（以下、「補助対象プロジェクト」という。）は、地域貢献や地域活性化、課題解決に向けた不特定多数の市民の利益や社会的利益の向上のため、当市をフィールドに活動を行う公益的活動とする。

(1) テーマ設定型 市が設定したテーマに沿って行うプロジェクト

(2) 自由型 地域貢献や地域活性化、課題解決に向けて行うプロジェクト

2 補助対象プロジェクトの実施期間は、市長が規則第4条第1項の規定に基づく交付の決定を行った日から翌年の2月28日までとする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がプロジェクト実施に直接要する経費とし、別表第1のとおりとする。ただし、次に掲げる経費については、補助対象外経費とする。

(1) グループの経常的な運営にかかる経費

(2) 食糧費

(3) グループの構成員及びその指導者に対する人件費

(4) 備品購入費

(5) グループが支払ったことが明確に確認できない経費

- (6) プロジェクトのために執行したことを客観的に証明することができない経費
- (7) その他補助プロジェクトに直接関係のない経費及び社会通念上適正でないと認められた経費

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第2のとおりとし、次に掲げる金額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象経費の実支出額
  - (2) プロジェクトに係る支出総額から収入（参加費等）を除いた額
- 2 補助金の交付は、当該年度において1グループ1プロジェクトとする。

(申請書等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付申請書（様式第1号）とし、同項の規定により申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) プロジェクト計画書（様式第2号）
  - (2) 収支予算書（様式第3号）
  - (3) メンバーリスト（様式第4号）
  - (4) 見積書の写し
  - (5) その他プロジェクトを説明する補足資料
- 2 市長は、前項の規定による申請について、別に定める募集期間を設け、受け付けるものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第1項の規定により付された条件とする。

- (1) 補助プロジェクトの内容の変更若しくは補助プロジェクトに要する経費の配分を変更し、又はプロジェクトを中止し、若しくは廃止する場合において、あらかじめごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト変更（中止、廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出してその承認を受けること。ただし、プロジェクト計画の変更について、軽微な変更はこの限りではない。
- (2) 補助プロジェクトが予定の期間内に終了しない場合又は補助プロジェクトの遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、補助プロジェクトの完了後交付する。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の交付請求書等)

第9条 規則第6条第2項の規定による請求書は、ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付請求書（様式第6号）とし、概算払による場合は、ごしょがわら輝く☆

学生応援プロジェクト補助金概算払請求書（様式第7号）とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条による報告は、補助プロジェクトの完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付に係る年度の3月15日のいずれか早い期日までにごしよがわら輝く☆学生応援プロジェクト完了実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1）プロジェクト実績報告書（様式第9号）
- （2）収支決算書（様式第10号）
- （3）プロジェクトに係る収支を証する書類の写し
- （4）プロジェクトの実施状況を証する写真
- （5）その他プロジェクトに関して市長が別に指示する場合にあっては、当該指示する書類

（成果の報告）

第11条 プロジェクトを実施したグループは、活動・調査研究の成果を、市が開催する報告会で発表する。

（成果の活用）

第12条 報告された活動・調査研究成果のうち、特に優れているものについては、市において政策・施策を企画立案する際の参考とする。

（認定証の交付）

第13条 本プロジェクトで期待する取組目的を達成したと認められる場合には、認定証を交付する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費

費目	内容
報償費	講師謝金（グループ等の構成員に対するものを除く。）
旅費	旅費及び交通費等
需用費	消耗品費（用紙・封筒・文具類の購入（材料費を含む。）、印刷製本費（チラシ・ポスター・記録用の写真代等）等
役務費	通信運搬にかかる経費（郵便料等）、広告料、保険料等
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	機器類等の賃借料、イベント会場等の使用料等
その他	プロジェクト実施のために市長が必要と認めた費用

別表第2（第5条関係）

補助金の額

プロジェクト区分	補助金の額	補助限度額
テーマ設定型	補助対象経費の実支出額又は事業に係る支出総額から収入（参加費、協賛費等）を除いた額のいずれか少ない額	15万円
自由型	補助対象経費の実支出額又は事業に係る支出総額から収入（参加費、協賛費等）を除いた額のいずれか少ない額	10万円

年 月 日

五所川原市長

グループ名

【代表者】

学校名・学部・学科・学年等

氏名

【指導教官・顧問】

学校名・学部・学科等

職・氏名

ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付申請書

\_\_\_\_\_年度において、ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクトを実施したいので、五所川原市補助金交付規則（平成 17 年五所川原市規則第 42 号）第 3 条及びごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。なお、申請書及び関係書類に関して、原則公開することを承諾します。

申請プロジェクト名		
プロジェクト形式	<input type="checkbox"/>	1 テーマ設定型（補助金上限 15 万円）
	<input type="checkbox"/>	2 自由型（補助金上限 10 万円）
交付を受けようとする補助金の額	円	

添付書類

- (1) プロジェクト計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) メンバーリスト（様式第 4 号）
- (4) 見積書の写し
- (5) その他プロジェクトを説明する補足資料

様式第2号（第6条関係）

※様式第2号「プロジェクト計画書」はExcel様式を差し替える。

収 支 予 算 書

1 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額	概 要
市補助金		
合 計		

2 支出 (単位：円)

区 分	節 区 分	予 算 額	摘 要
補助対象経費			
	小 計 A		
補助対象外経費			
	小 計		
合 計 B			

※見積書など、予算額の算定の根拠となる書類の添付が必要です。

補助金の額の算定根拠	① (A 補助対象経費) = _____ 円
	② (B 支出総額) - (参加費・協賛金等の収入) = _____ 円 - _____ 円 = _____ 円
	①・②のいずれか少ない額 (補助金交付申請額) = _____ 円 (※テーマ設定型上限15万円、自由型上限10万円)

様式第4号（第6条関係）

メンバーリスト

1 参加学生

グループ名				
代表者	ふりがな 氏名			
	学校名		学部学科	
担当者	ふりがな 氏名			
	住所	〒		
	学校名		学部学科	
	電話番号		E-mail	
グループメンバー	No.	学年	氏名（ふりがな）	住所
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			

※1 メンバーが6名以上となる場合には、行を追加してください。

※2 代表者と学校・学部・学科等が異なるメンバーが含まれる場合には、氏名の欄に学校・学部・学科等をご記入ください。

2 指導者及び顧問

所属			
ふりがな 氏名			
連絡先	住所	〒	
	電話番号		
	E-mail		

年 月 日

五所川原市長

グループ名

【代表者】

学校名・学部・学科・学年等

氏名

【指導教官・顧問】

学校名・学部・学科等

職・氏名

ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト変更（中止、廃止）承認申請書

\_\_\_\_\_年 月 日付第 \_\_\_\_\_号で交付決定のあった、ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクトにかかる補助プロジェクトの計画を次のとおり変更（中止、廃止）したいので、ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 プロジェクトの名称 \_\_\_\_\_
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_円
- 4 変更（中止、廃止）の理由
- 5 変更計画の内容

年 月 日

五所川原市長

グループ名

【代表者】

学校名・学部・学科・学年等

氏名

印

【指導教官・顧問】

学校名・学部・学科等

職・氏名

印

ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付請求書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日付第 \_\_\_\_\_号で交付決定のあった\_\_\_\_\_年度ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金について、そのプロジェクトが完了したので、ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり請求します。

記

1 プロジェクトの名称 \_\_\_\_\_

2 補助金の請求額 (単位：円)

補助金既受領額	今回請求額

3 補助金の振込先

金融期間名	銀行・農協 信用金庫・信用組合 (支店・支所)
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

五所川原市長

グループ名

【代表者】

学校名・学部・学科・学年等

氏名

印

【指導教官・顧問】

学校名・学部・学科等

職・氏名

印

ごしよがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金概算払請求書

\_\_\_\_\_年 月 日付第 \_\_\_\_\_号で交付決定のあった\_\_\_\_\_年度ごしよがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金について、ごしよがわら輝く☆学生応援プロジェクト補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり概算払の方法により交付されるよう請求しす。

記

1 プロジェクトの名称 \_\_\_\_\_

2 交付決定額及び概算払請求額 (単位：円)

交付決定額	概算払請求額

3 概算払を必要とする理由

4 補助金の振込先

金融機関名	銀行・農協 信用金庫・信用組合 (支店・支所)
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ 口座名義	

五所川原市長

グループ名

【代表者】

学校名・学部・学科・学年等

氏名

【指導教官・顧問】

学校名・学部・学科等

職・氏名

ごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクト完了実績報告書

\_\_\_\_\_年度に実施したごしょがわら輝く☆学生応援プロジェクトが完了したので、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号）第12条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 プロジェクトの名称 \_\_\_\_\_
- 2 補助金の交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 既に交付を受けた補助金の額 \_\_\_\_\_ 円

添付書類

- (1) プロジェクト実績報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) プロジェクトに係る収支を証する書類の写し
- (4) プロジェクトの実施状況を証する写真
- (5) その他プロジェクトに関して市長が必要と認める書類

様式第9号（第10条関係）

※様式第9号「プロジェクト実績報告書」はExcel様式を差し替える。

収 支 決 算 書

1 収入 (単位：円)

区 分	決 算 額	摘 要
市補助金		
合 計		

2 支出 (単位：円)

区 分	節 区 分	決 算 額	摘 要
補助対象経費			
	小 計 A		
補助対象外経費			
	小 計		
合 計 B			

※収入及び支出の額の算定の根拠となる書類の添付が必要です。

補助金の額の算定根拠	① (A 補助対象経費) = _____ 円
	② (B 支出総額) - (参加費・協賛金等の収入) = _____ 円 - _____ 円 = _____ 円
	①・②のいずれか少ない額 (補助金交付申請額) _____ 円 (※テーマ設定型上限15万円、自由型上限10万円)